



国民健康保険 健康まもるくん

# 国民健康保険にご加入の皆さんへ

申・問 / 保険年金課 ☎463-0283

## 令和4年度から保険税の未就学児に係る均等割額を5割軽減します

世帯に未就学児がいる場合に軽減		改正前	改正後
医療保険分	一般世帯	12,000円	6,000円
	7割軽減世帯	3,600円	1,800円
	5割軽減世帯	6,000円	3,000円
	2割軽減世帯	9,600円	4,800円
後期高齢者支援金等分	一般世帯	9,000円	4,500円
	7割軽減世帯	2,700円	1,350円
	5割軽減世帯	4,500円	2,250円
	2割軽減世帯	7,200円	3,600円

※軽減額は低所得者世帯への法定軽減（7・5・2割軽減）後の5割を減額

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の国民健康保険税を減免します

**対象者** / 世帯の主たる生計維持者であり、死亡または重篤な症状を負った方、もしくは令和3年中の収入に比べ、令和4年中の収入が10分の3以上減少する見込みの方

※その他にも要件あり

**減免対象** / 令和4年度課税分

**申請期限** / 令和5年3月31日(金)

※詳細は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

## 令和4年度保険税における軽減判定所得の基準額

前年の世帯の総所得金額（国民健康保険の被保険者ではない世帯主を含む）が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

※カッコ内は未就学児に係る均等割額

世帯の総所得基準額	軽減割合	医療保険分		後期高齢者支援金等分	介護保険分
		均等割額	平等割額	均等割額	均等割額
世帯主と被保険者の所得の合計が 43万円+10万円×（給与または年金所得者の数 <sup>*1</sup> -1）以下	7割	3,600円 (1,800円)	4,200円	2,700円 (1,350円)	2,700円
世帯主と被保険者の所得の合計が 43万円+28万5千円×被保険者数 <sup>*2</sup> +10万円×（給与または年金所得者の数 <sup>*1</sup> -1）以下	5割	6,000円 (3,000円)	7,000円	4,500円 (2,250円)	4,500円
世帯主と被保険者の所得の合計が 43万円+52万円×被保険者数 <sup>*2</sup> +10万円×（給与または年金所得者の数 <sup>*1</sup> -1）以下	2割	9,600円 (4,800円)	11,200円	7,200円 (3,600円)	7,200円

※1 給与収入は55万円以上、年金収入は、65歳未満が60万円以上、65歳以上が110万円（公的年金等に係る特別控除後は125万円）以上の方が対象

※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する特定同一世帯所属者も含む

# 後期高齢者医療保険にご加入の皆さんへ

申・問 / 保険年金課 ☎463-1928

## 後期高齢者医療の保険料率を改定します

令和4・5年度の保険料率、保険料賦課限度額および軽減後の均等割額を次のとおり改定しました。

### 令和4・5年度の保険料率など

均等割額	44,170円
所得割率	8.38%
保険料賦課限度額	66万円

### 軽減後の均等割額 ※1

軽減割合	7割	13,250円
	5割	22,080円
	2割	35,330円

### 保険料の計算方法

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\text{年間保険料額}}$$

（被保険者一人当たり）      （賦課のもととなる所得金額×所得割率）      （上限 66万円）

※1 同一世帯の被保険者および世帯主の令和3年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合、該当する基準に応じて均等割額が軽減されます。

※詳しくは、埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページをご確認ください。

